

「それいゆぷらざ（朝霞市女性センター）を知っていますか？」

それいゆぷらざは、性別等に関わらず、誰もが住みやすい地域社会を目指して、男女平等の推進に関する施策を実施するための総合的な拠点施設として、平成25年1月に開所しました。

今回のコラムでは、団体登録制度についてご紹介します。

○「団体登録」って何？

男女共同参画社会の実現を目的とした活動を行っている団体を登録することにより、市と団体が協働して、男女共同参画社会の実現に向けて寄与することを目的としています。

○登録できる団体の要件は？

1. 男女共同参画社会の実現を目的とした活動を行っていること。
2. 1の目的を達成するための規約および活動計画を作成していること。
3. 構成員に、市内在住、在勤または在学の方がいること。
4. 主に市内で活動を行っていること。
5. 宗教、政治または営利に関する活動を行っていないこと。

○具体的にどんなことをするの？

男女平等社会の実現に貢献するための活動、登録団体間の交流、男女共同参画に係る事業等の参加および協力をしていただきます。また、それいゆぷらざからは、男女共同参画に係る事業等の情報提供、登録団体相互の連携の支援、広報活動の支援をしています。

現在、市内の4団体が登録団体となり活動しています。あなたの団体も一緒に活動してみませんか？



場所/朝霞市青葉台 1-7-1 中央公民館・コミュニティセンター内1階

開所日・時間/火～日曜日（年末年始を除く）午前9時～午後5時

（次回は5月号に掲載します。）

問合せ/ それいゆぷらざ（女性センター） ☎463-2697